

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和8年3月26日

新潟県後期高齢者医療広域連合長

磯田 達伸

新潟県後期高齢者医療広域連合規則第2号

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成19年新潟県後
期高齢者医療広域連合規則第13号）の一部を次のように改正する。

第11条の2中「非常勤職員で」を「非常勤職員のうち、」に改め、「であって、1日につき
定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるもの」を削る。

第12条の見出し中「請求手続」を「請求、第2項申出及び第3項変更の手続」に改め、同条
第1項中「請求は、部分休業承認請求書により、必要な期間についてあらかじめ包括的に」を
「請求、育児休業法第19条第2項の規定による申出（以下「第2項申出」という。）及び同条
第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）は、部分休業簿により」に改め、同条
に次の1項を加える。

3 任命権者は、第2項申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより第3項変
更をしなければ育児休業条例第16条の5に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判
断するため必要があると認めるときは、第3項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出
を求めることができる。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例施行規則
 新旧対照表

新	旧
<p>新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成19年3月1日 規則第13号</p> <p>(育児休業条例第15条第2号の規則で定める非常勤職員)</p> <p>第11条の2 育児休業条例第15条第2号の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている<u>非常勤職員のうち、1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員</u>_____とする。</p> <p>(部分休業の承認の請求、第2項申出及び第3項変更の手續)</p> <p>第12条 部分休業の承認の<u>請求、育児休業法第19条第2項の規定による申出（以下「第2項申出」という。）及び同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）は、部分休業簿により行うものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>任命権者は、第2項申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより第3項変更をしなければ育児休業条例第16条の5に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要が</u></p>	<p>新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成19年3月1日 規則第13号</p> <p>(育児休業条例第15条第2号の規則で定める非常勤職員)</p> <p>第11条の2 育児休業条例第15条第2号の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている<u>非常勤職員で_____1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。</u></p> <p>(部分休業の承認の請求手續)</p> <p>第12条 部分休業の承認の<u>請求は、部分休業承認請求書により、必要な期間についてあらかじめ包括的に</u>_____行うものとする。</p> <p>2 (略)</p>

新	旧
<u>あると認めるときは、第3項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。</u>	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。